

(様式第 6 - 8 号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 2 年 6 月 2 6 日

つるぎ町

農業の有する多目的機能の発揮の促進に関する法律（平成 2 6 年法律第 7 8 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地 域	重点区域との 重複の有無		
		○		つるぎ町半田字日開野		R2 ~ R6	美馬キウイ生産組合